

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和5年6月16日(2023.6.16)

【国際公開番号】WO2022/190565

【出願番号】特願2023-505119(P2023-505119)

【国際特許分類】

C 0 8 J 9 / 1 8 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

C 0 8 J 9 / 1 8 C E S

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年4月21日(2023.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

NOR型ヒンダードアミンを含むポリプロピレン系樹脂発泡粒子であって、
前記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子は、表面に熱可塑性ポリマー層を有し、
前記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合が0.03重量%以上0.5重量%以下であり、
前記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子中の前記熱可塑性ポリマー層の割合が0.5重量%以上1.0重量%以下であり、

前記熱可塑性ポリマー層中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合が、前記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合よりも少ない(ただし、0を含む)ことを特徴とするポリプロピレン系樹脂発泡粒子。

【請求項2】

30

前記熱可塑性ポリマー層中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合が0.2重量%以下(ただし、0を含む)である、請求項1に記載のポリプロピレン系樹脂発泡粒子。

【請求項3】

前記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子がカーボンブラックを含有し、
前記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子中のカーボンブラックの配合割合が0.5重量%以上5重量%以下であり、
前記熱可塑性ポリマー層中のカーボンブラックの配合割合が0.5重量%以上5.0重量%以下である、請求項1または2に記載のポリプロピレン系樹脂発泡粒子。

【請求項4】

前記熱可塑性ポリマー層中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合が0.01重量%以上である、請求項1～3のいずれか一項に記載のポリプロピレン系樹脂発泡粒子。

40

【請求項5】

前記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子のかさ密度が、10kg/m³以上500kg/m³以下である、請求項1～4のいずれか一項に記載のポリプロピレン系樹脂発泡粒子。

【請求項6】

ポリプロピレン系樹脂を基材樹脂とし、NOR型ヒンダードアミンを含む芯層に、熱可塑性ポリマー層を被覆する被覆工程、及び、
前記被覆工程によって得られた前記芯層と前記熱可塑性ポリマー層とを有する樹脂粒子を発泡させてポリプロピレン系樹脂発泡粒子を得る発泡工程を含み、
前記樹脂粒子において、前記樹脂粒子中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合が0.

50

0.3重量%以上0.5重量%以下であり、前記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子中の前記熱可塑性ポリマー層の割合が0.5重量%以上10重量%以下であり、かつ前記熱可塑性ポリマー層中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合が、前記樹脂粒子中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合よりも少ない(ただし、0を含む)ことを特徴とするポリプロピレン系樹脂発泡粒子の製造方法。

【**手続補正2**】

【**補正対象書類名**】明細書

【**補正対象項目名**】0008

【**補正方法**】変更

【**補正の内容**】

10

【**0008**】

本発明のポリプロピレン系樹脂発泡粒子は、NOR型ヒンダードアミンを含むポリプロピレン系樹脂発泡粒子であって、上記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子は、表面に熱可塑性ポリマー層を有し、上記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合が0.03重量%以上0.5重量%以下であり、上記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子中の上記熱可塑性ポリマー層の割合が0.5重量%以上10重量%以下であり、上記熱可塑性ポリマー層中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合が、上記ポリプロピレン系樹脂発泡粒子中のNOR型ヒンダードアミンの配合割合よりも少ない(ただし、0を含む)ことを特徴とする。

20

30

40

50